

# 令和3年塩尻市議会 12月定例会

## 予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和3年12月14日(火) 午前10時00分

○場 所 第一・第二委員会室

### ○審査事項

議案第 8号 令和3年度塩尻市一般会計補正予算(第10号)

議案第 9号 令和3年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第 10号 令和3年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 11号 令和3年度塩尻市水道事業会計補正予算(第2号)

議案第 12号 令和3年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第1号)

### ○出席委員

委員長	中村 努 君	副委員長	篠原 敏宏 君
委員	牧野 直樹 君	委員	樋口 千代子 君
委員	赤羽 誠治 君	委員	平間 正治 君
委員	小澤 彰一 君	委員	中野 重則 君
委員	横沢 英一 君	委員	西條 富雄 君
委員	青柳 充茂 君	委員	金子 勝寿 君
委員	山口 恵子 君	委員	古畑 秀夫 君
委員	丸山 寿子 君	委員	柴田 博 君
委員	永田 公由 君		

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

### ○議会事務局職員

事務局長	小松 秀典 君	事務局次長	小澤 秀美 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君	事務局主事	小林 貴裕 君

午前9時57分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。皆さんおそろいですので、ただいまから12月定例会予算決算常任委

委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いします。

---

### 理事者挨拶

○副市長 改めまして、おはようございます。予算決算委員会をお開きいただきまして、大変ありがとうございます。お願いを申し上げます一般会計補正予算ほか、よろしく御審査をいただきますようお願いを申し上げます。

○委員長 では、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。それでは、日程等について副委員長から説明いたします。

○副委員長 本日は各議案の審査を行います。なお、新型コロナウイルス感染予防のため、入室は議案関係課を基本とさせていただきます。密を避けるため、入室は最小限といたしますのでよろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質問、答弁を心がけていただきますよう御協力をお願いします。また、発言に際しましては、必ずマイクを使用してください。

---

### 議案第8号 令和3年度塩尻市一般会計補正予算（第10号）

○委員長 それでは、議案第8号令和3年度塩尻市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。項目が多いため、区切って行います。まず、3款民生費までの説明を求めます。

○財政課長 それでは、議案第8号令和3年度塩尻市一般会計補正予算（第10号）について御説明を申し上げます。別冊となっております予算書をお開きいただければと思います。

1 ページ目をお願いいたします。まず、第1条の関係です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億8,559万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ333億3,228万円とするものです。

それでは、内容につきましては、歳出から御説明申し上げますので、17、18 ページをお開きください。以降、担当の課長から説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○総務人事課長 それでは、歳出からになりますけれども、17 ページ以降の歳出全般のうち人件費につきましては、多くの科目で補正をお願いしております。この人件費につきましては、補正の理由が各該当科目とも共通しておりますので、私からその内容について一括して御説明させていただきます。以降、各担当課からの人件費関係の説明は、原則として省略させていただきたいと思いますので御了承ください。

人件費につきましては、本年度の人事異動に伴う内容を加味いたしまして、年度末を見通した上で、各該当科目におきまして、職員給与費、会計年度任用職員報酬や社会保険料等を補正するものです。一般職員につきましては、給料分は当初予算において平均給料で配分しておりますので、職員の年齢構成で各科目において増減が発生しております。一般職手当につきましては、主に8月の豪雨災害、ワクチン接種に伴う超過勤務を中心に時間外勤務手当が増加しているほか、年度の途中での退職に伴う退職手当支給などにより、増加が主なものとなっております。また、会計年度任用職員につきましては、正規職員育休代替や正規職員の欠員に伴う代替、保育士の増加などにより、報酬などの増額が主なものとなっております。私からは以上です。

○秘書広報課長 続きまして、19、20 ページをお願いいたします。2 款総務費 1 項総務管理費 6 目企画費、説明欄 1 つ目の白丸になります。ふるさと寄附金事業 1 億 2,295 万 9,000 円の増額につきましては、現在、予算でふるさと寄附金の額を 2 億 5,000 万円で計上しておりますけれども、これを 5 億 3,000 万円に増額させていただくことに伴いまして、寄附謝礼品、ポータルサイト特設案内使用料を増額補正するものです。私からは以上です。

○官民連携推進課長 続きまして、その下の白丸、塩尻型 M a a S 構築事業、黒ポツ、塩尻型 M a a S 構築事業負担金 2,500 万円についてです。この 2,500 万円ですが、2 つの実証事業に係る経費です。

1 つは、自動運転の社会実証に向けた取組として、昨年に引き続き、タクシー型自動運転車両による実証実験を塩尻駅から市役所の間で行うものです。内容といたしましては、I T S スマートポール 1 機を新設させていただきます。そこからの情報連携、また、駅と市役所の間の既存の信号機 3 機との情報連携をして、自動運転のスムーズ化に関する実証実験を行うものです。I T S スマートポールについて少し説明をさせていただきますけれども、ポールの上にカメラやセンサーを設置いたしまして、自動運転車両単独では把握できない情報の情報連携を行うものです。具体的には、道路の路上駐車してある車両及び自動運転車両が右に曲がる場合の対向車線、それから歩行者、自転車などのものをそれらのセンサーやカメラで検出して、自動運転車両にデータで飛ばして、スピードもしくは制御を行うものです。

もう 1 つの事業ですが、医療における広域連携 M a a S アプリの設計、課題の抽出の事業を行います。塩尻市民が松本市の相澤病院へ通院するものを想定して、のり一と、J R、松本市のタウンスニーカーを活用した移動について、アプリの開発へつなげる取組を行うものです。

なお、今回この 2 つの事業におきましては、関東経済産業局の無人自動運転等の先進 M a a S 実装加速化事業に 11 月に採択されているものでして、この 2,500 万円のほかに国から 500 万円の交付金を活用させて実証事業を行うものです。私からは以上です。

○地域づくり課長 同じく 19、20 ページ、2 款 1 項 9 目支所費の最初の白丸、片丘支所管理運営費、営繕修繕料 33 万円の増額につきましては、片丘支所 1 階資料館の上側天窓上部からの雨漏りに伴い、漏水箇所の修繕を実施するものです。私からは以上です。

○福祉課長 それでは、25、26 ページをお開きください。3 款民生費 1 項社会福祉費 2 目障害者福祉費、26 ページ説明欄、上から 2 つ目の白丸、障害者福祉サービス事業の障害福祉サービス給付費 1 億 8,938 万 7,000 円の増につきましては、障害福祉サービス給付費の利用者、利用件数の増加により、不足額を補正するものです。主にグループホームで生活する人が利用する共同生活支援の利用者の増加、障がい者の就労に向けた訓練の場を提供する就労継続支援の利用者の増加、重度の障がいのある人が自宅で暮らすために長時間にわたり身体介護、家事援助等をするサービス、重度訪問介護の利用者数、利用時間の増加等が増えたことによるものです。なお、この事業に係る費用につきましては、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1 の負担となっております。

次の白丸、障害児入所給付事業の障害児施設給付費 4,402 万 2,000 円の増につきましては、未就学児の障がい児が利用する障害児発達支援の利用や、就学児が利用する放課後デイサービスの利用が増えたことによるものです。この事業に係る費用につきましては、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1 の負担となっております。以上です。

○長寿課長 同じく 25、26 ページの 3 款 1 項 3 目老人福祉費、説明欄の 2 つ目の白丸、高齢者等生活支援事業の最後の黒ポツ、中山間地域市町村介護サービス確保対象事業補助金の 56 万 6,000 円の増額につきましては、楢

川地区などの中山間地域で行う相談や介護事業を円滑に行うため、塩尻市社会福祉協議会が県に申請をしました。補助事業が採択されたことに伴いまして、導入するパソコンやタブレット等に対する補助金を補正するものです。檜川地域は主に社協の訪問ケアセンターが訪問介護や看護の事業を担っていただいておりますけれども、出張相談窓口なども開設していただいております。現在、システム機器が整備されていないために、西部包括支援センターを含めましてシステムを整備し、訪問先と事務所との情報連携や訪問先での対象者の体の状態を、画像等を用いまして相談が行えることを想定しております。なお、財源につきましては、県の中山間地域市町村介護サービス確保対象補助金で、補助率が10分の10です。説明は以上です。

○**市民課長** 私からは、27、28ページ、3款1項8目になりますが、後期高齢者医療運営費について説明いたします。説明欄1つ目の白丸、後期高齢者医療広域連合負担金1,094万円の増額につきましては、後期高齢者医療制度の令和2年度分医療給付費の精算によりまして、昨年度、概算で支出しました負担金の不足額を後期高齢者医療広域連合へ支払うものです。

2つ目の白丸、後期高齢者医療事業特別会計繰出金90万8,000円につきましては、後期高齢者医療事業特別会計の補正予算で改めて御審議いただきますが、被保険者の増加などへ対応するための事務処理端末の増設につきまして、事務費に係る繰出金を増額するものです。私からは以上です。

○**福祉課長** 同じページの2項児童福祉費1目児童福祉総務費、3つ目の白丸、児童手当支給事業の4つ目の黒ポツ、児童手当システム改修委託料135万6,000円の増につきましては、令和4年度からの児童手当制度の改正により、所得制限、特例給付の見直し及び現況届の省略に伴い、必要なシステム改修を行うものです。以上です。

○**教育総務課長** 続きまして、予算書29、30ページをお願いいたします。2目児童運営費、6つ目の白丸、塩尻児童館建設事業650万円の減額につきましては、塩尻児童館及び日の出保育園の整備に関して、塩尻児童館の新たな建設を行わない方針としたことから、塩尻児童館改修事業及び日の出保育園増築事業へ振り替えるため、事業費を皆減するものです。一旦、私からは以上です。

○**こども課長** 次の白丸、日の出保育園増築事業1,608万8,000円の増につきましては、現日の出保育園西側のテニスコートに保育園園舎及び駐車場を増設し、併せて病後児保育施設を創設するため、実施設計委託料と地質調査委託料を計上するものです。なお、財源につきましては、社会福祉施設整備事業債640万円及び施設整備事業債800万円です。以上です。

○**教育総務課長** 次の白丸になります。塩尻児童館改修事業326万7,000円につきましては、現在の日の出保育園の2階部分を塩尻児童館として改修するための実施設計委託料を新たに計上するものです。財源につきましては、社会福祉施設整備事業債260万円となります。私からは以上です。

○**福祉課長** それでは、33、34ページをお開きください。3款民生費3項生活保護費2目扶助費、34ページ、説明欄の一番上の白丸、生活保護扶助費の生活保護費1億700万円の増につきましては、主に医療扶助の支給額が増額したことによるもので、要因として高額手術、治療など、レセプト1件当たりの医療費が増加しております。この事業に係る費用につきましては、国が4分の3の負担となっております。私からは以上です。

○**委員長** それでは、説明を受けました3款までの質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**平間正治委員** こちらの内容で人件費全部にわたっているということなので、内容についてお聞きしますが、給与費明細書のほうでお聞きしたいと思います。55、56ページです。時間外の勤務手当というのが5,500万円増

えています、これはコロナとか災害の関係というお話があったので分かりました。会計年度任用職員の関係で、28名増えて、給与費だけで6,400万円余増えていて、保育士の増というのが理由としてありました。28名増というのは、これまで会計年度任用職員は全体として抑えていくという方向だったと思うのですけれども、この28名というのは、来年度もこういった増えた形でいくということでしょうか。

○**総務人事課長** 28名の増員の要因ですけれども、まず育休代替と、あと、退職者の補充があります。あと、選挙に伴いまして、その関係の人員の増加をしております。旧臨時職員になりますけれども、それも会計年度任用職員として扱っておりますので、その関係が10名ほどおりますけれども、その辺が増えております。あと、先ほど言いましたように、保育士の関係の採用ということでありますので、今後、人数的にはもう少し減っていくと思われま。ただ、選挙が来年ありますので、選挙の関係でまた少し人が必要ということになると、このままの人数か、あるいはもう少し減るような形を今のところは予定しております。

○**委員長** ほかにありますか。

○**山口恵子委員** 20ページの塩尻型Ma a S構築事業についてお聞きします。先ほどの説明ではタクシー型の実験をしているということで、信号機との連携を取っているということで、その辺を具体的に教えてください。

○**官民連携推進課長** 具体的に塩尻駅から市役所までの間に既存の信号機が3機あります。それぞれの信号機がついている交差点に接近、通過する自動車両に対して、信号の赤、青、黄色をリアルタイムに通知することで、その手前からの円滑な減速やその後の加速の技術を検証するものです。市役所前の信号機につきましては、センサーを搭載しまして、路上駐車してある車両ですとか、あとは、ここは横断歩道がありますので、その歩行者を検知して、自動運転車両に危機情報として提供、減速や停止を促すものです。

○**山口恵子委員** そうしますと、信号機が青なのか赤なのか黄色なのかの情報を事前にキャッチをして、安全に運転できるように対応するという捉え方でよろしいですか。

○**官民連携推進課長** おっしゃるとおりです。今回、運転者、人が中についてはいますけれども、基本的にシステムのほうに極力依存をかける形です。ただ、一般公道で行いますので、不測の事態等ありますので、それが完全にセンサーが実証するかどうかというものを半分、それから、人間で注意をしながら、というものを併せて実施をしていくものです。

○**山口恵子委員** 内容はよく分かりました。ゆくゆく塩尻市としてどういうことを目指しているのか、実証実験の目的と併せて将来の塩尻市の姿について説明をお願いします。

○**官民連携推進課長** 本年度から塩尻市総合計画の第3期が始まりましたけれども、この中で具体的に今年から3年間ですけれども、自動運転やオンデマンド交通等を組み合わせた塩尻型Ma a Sシステムの構築、運用を行っていくということで、短期的にはこの3年間、実証事業を民間企業と連携して行っていくものが1つです。ただ、国で自動運転は2025年に全国40か所において、市街地での実証のエリアを選定したいというものがこの春に出てきましたので、担当者としては、この40か所の中に、ぜひ塩尻市を入れたいと思っています。あと、自動運転は、地方における自動車所有、公共交通への利用というものを促進するというを最終的には目指しておりますので、ここが脱炭素のところと絡んでくる話になってくるので、総合的にその辺のところを見ながら、時点において判断していきたいというように考えております。私からは以上です。

○**永田公由委員** 今聞いていると、駅から市役所までの3か所の実証実験をするのに2,500万円というお金がか

かっている。市内で3年間実証実験をして、本格的に運行するまでに一体どのぐらいのお金がかかるわけですか。

**○官民連携推進課長** 今回のこの実証事業、我々は2,500万円を市が上げているのと、国が500万円、3,000万円出させていただきますけれども、民間事業者もこの倍、拠出をしています。全体に実装するまで幾らかかるかというお話がありましたが、国の動向等に相当左右されますので、正直、実装に至るまでに幾らかかるかというのは、今、申し上げられない状況です。ただ、これを続けていくのかどうなのかというのは、当然コストとの兼ね合い、それから、市民の方が受ける利益というものを比べて判断していかなければならないと思いますので、先ほど、私がおっしゃったとおりの状況で、そういうところのことです。どうしても、技術者レベルもしくは研究者レベルの方が、この地に入って1か月間準備をして、この後、我々が支払う2,500万円もそうなのですが、これの分析、解析を、かなり単価の高い方たちが行われるということで、このような高額のものになってしまいますけれども、全国の実証実験の金額を見ても突出しているわけではなくて、どうしてもこの事業、まだこの世にないサービスを行うというものに関しては、いささか高額なものになってしまうというのは、国全体として見ても、そういう方向になっているところだと思います。すみません。答弁になっていないですけれども、私からは以上です。

**○永田公由委員** これは確かに聞こえはいいし、利便性も向上するとは思っただけけれど、塩尻市の財政規模で、これからこれに莫大な金がかかっていて、果たして、本当に市民益につながっていくのかどうか、市民の理解が得られるのかという部分は、これから当然、議論していかなければならないと思います。先取りもいいのですけれども、もう少し歩引いてから、考えながらやっていくということも必要だと思うので、これ以上はあまり言いませんけれども、きちんと検証をして、本当に必要なのかどうかという部分は、もう少し検討されたほうがいいと思います。

**○委員長** いいですか。関連でありますか。

**○平間正治委員** 効果とか成果について、きちんと検証をしていかなければならないと思うのですが、それには、分析が必要で、この件はお高い方たちがしっかりと分析をしていくという話なのですが、具体的に私たち素人に分かるように、こういうことを検証するというのを御説明いただけますか。

**○官民連携推進課長** 1つは、自動運転を行うのに、今現在、国で自動運転を市街で行っていいかどうかのワーキンググループというのがあります。こちらは、有識者の先生たちの委員がありまして、そこで認められないと自動運転の実証実験ができないです。ですので、ここでの分析を、そこに対して説明をするというのが1つになります。ただ、委員がおっしゃったとおり、市民に対してということに関しましては、先般、広丘でえんてらすと無印良品の間をバス型のものでやって、市民の方に乗っていただいて体験をしていただいたというようなことをやっています。あの中で、乗車したところに民間企業の人に乗って、自動運転の具体的なものですとか、昨年の実証事業でこういうところが課題だったみたいところは解説をしたりしておりますので、今後は、委員がおっしゃったとおり、検証した内容をしっかり市民の方々にも公表していくという機会はしっかり設けて説明していきたいと思っております。

**○平間正治委員** それもいいでしょうけれども、そういうことではなくて、データを取るというのですから、信号が多すぎていけませんとか、路肩駐車が多くて不適合ですとか、あるいは急ブレーキをかける回数が多すぎるので何とかとか、そういうデータというものは取れないのですかということをお聞きしています。

○**官民連携推進課長** そういうデータは取っております。報告も受けたりはしていますけれども、そこからどう改善していくかということに関しましては、まだ我々としてもしっかり理解していない、把握していないというところになっています。当然、そういうもので活用できて、市民益もしくは公共サービスが向上するものがあれば、今後、検討していきたいと考えております。

○**平間正治委員** そういう数値は客観的なものになると思いますし、そういうものを公表していただいて、市民の皆さんも見て判断をしていくという部分も出てくると思うので、ぜひ、そういう数値を明らかにしていただきたい。

それと関連で、長くなって申し訳ないですが、もう1点だけ。オンデマンドも同じで、基本的に1万人が乗りましたというだけではなくて、それは延べで1万人、1万人が1回ずつ乗ったのか、5人が200回、2,000回乗ったのかというのは意味合いが違うのです。それとか、できれば男女別とか高齢者年代別とか、そういうものをきちんと調べられるようにはなっているのですか。

○**官民連携推進課長** のり一に関しては、都市計画課が担当になるのですけれども、データとしては全てそういうものも把握しています。

○**平間正治委員** そういうものも同じく、しっかり公表していただくように要望しておきたいと思います。

○**委員長** ほかに関連してありますか。

○**古畑秀夫委員** Ma a Sの関係ですが、お金も時間もかけて、こういう事業をやっているわけですが、将来的に塩尻で取り入れるということを前提ということなのか、あくまでも実証だけをこうやってやって、データだけを取るというようなことなのか、その先というのは、どのように見通しているわけですか。

○**官民連携推進課長** 当然、取り入れられるものは実用化を目指してやっています。昨年からやっているのり一を含め、いろいろMa a Sの構造、今年度9月に補正をお願いしましたもので、Ma a Sの計画というものを構築しています。拠点と拠点を結ぶものに関しては自動運転バス等を活用し、行った先においてはオンデマンドですとか、地域の方々にやっている有償の事業みたいなものを現在は構想しておりますが、果たして、それが今回の実証実験を重ねる中で有効かどうかをしっかりと検証して、また計画、策定、決定の際には、市議会の方にも御協議いただいて、市民の方々と一緒にその辺のところをしっかりと考えていきたいと考えています。

○**委員長** よろしいですか。

○**金子勝寿委員** Ma a Sの実験が、国内のいわゆる無人運転のデファクトスタンダードになる可能性というのをもう少し話をしていただきたいのと、全国的に、塩尻でやった実験によって、全国でも自動運転はいわゆる5Gとかの規格になって、ほぼa uで、トヨタと組んでやっていくというような青写真が描けているのかどうか。

もう1つは、KADOにどのぐらいお金が、今は2,500万円が無駄かもしれないという議論なのですが、一方で地元にお金が雇用として戻ってくる部分のリターンがどのぐらいあるのか。これはお金だけではなくて、そういうことをやっていけば、ずっとこれから、ビッグデータとかになった場合に地元で蓄積されるということでこの投資をしていると思うので、2点、自動運転のいわゆる一番の企画になるのかとお金がきちんと戻ってくるのかどうか、お答えをお願いします。

○**副市長** 昨年からはやって引き続きなのですから、この9月に設立されました塩尻Ma a S協議会というものがあり、その責任者をやっておりますから、そういう立場で今の御質問、それから先ほどの永田委員の御質

間にお答えしたいと思います。せっきくの機会ですから、少し長くなりますが、御説明をいたします。

Ma a S 協議会というのは、国は経済産業省、国土交通省の長官、それから内閣府というところの長官ですし、長野県、それから大学は信州大学、東京大学、それから企業は市内のタクシー業界3社、それからアイサンテクノロジーという地図をつくっている会社、ティアフォーという自動運転のシステムを設計している会社、それからKDDI、三菱商事、三菱電機、トヨタ等で構成をしている協議会です。したがって、技術レベルと社会実装のレベルと、それから行政のレベルで、どういう成果が得られるかということを検証していく。例えばソフトバンクが中心になってされている自動運転の実験等もありますし、今のところ、幾つかの自動運転のどれがデファクトスタンダードになるかということは、競争関係がいろいろありますし、どちらがシステム設計の中で優位性を保っているかということは、まだ結果が出ておりません。ただ、ティアフォーという会社は、今のところ、世界の基本的な自動運転のソフトウェアの設計をしている会社ですので、ほとんどのものがこのシステムに依存しているという関係にあります。したがって、技術レベルでは、こういうことができています。

私どもが、なぜテストベッドとしてここを提供しているか。もっと都会でやればいいのか、もっと田舎でやればいいのかということがありますがけれども、塩尻の都市というのは、都市的に大きくもなく、そんなに小さくもなく、障害もそんなに多いとは言えないし、町なかと田舎と、かなりいろいろなテスト環境ができるということですので、業者、企業がここということ選ばれたということが1つ。

それから、先ほど少し出ましたが、KADOの中で自動運転に必要な地図をつくる、いわゆるワーカーがたくさんいらっしゃるということ。その技術レベルが非常に優れているということが評価されてきているということ。そして、今、日本中の高速道路の地図をKADOで受けてつくっております。ほとんどの高速道路の地図をKADOの技術の中で生み出しているというのが現実でして、今のところ、それだけで1億円を少し欠けるぐらいの受注を今後いただけるような見込みが出てきているということです。

それから、こういう会社といいますか、一定の技術を持った企業や人たちが集まってくることによって、これをどうやって地方に移転させていくか。例えば、先ほど出ましたのーとみたいなものは、交通事業者がやる基本的な事業ですから、タクシー会社にその技術を移転させて、タクシー会社で運営をしていくようなシステムをつくっていく。あるいは自動運転にしても、例えば、今ある企業がやっているのは、もう少し田舎の集落を、いわゆるスローモビリティということで、時速20キロ以下で常時車が回っている。乗り降り自由で、スマホという信号さえ持っていればどこでもすぐ止まる。それで、駅とかバス停とかに停車をして、そこから市街地へすてっぷくんで出てくるようなことを、実際にそれができるかどうかというヒアリングに入っています。

したがって、それがいつ実現できるのか、どういう形で実現していくのかということは、これから実験を積み重ねたりしてやっていく必要があると思いますけれども、少なくとも、申し上げました先ほどの自動運転の技術や、あるいはそこにいろいろな技術を提供している企業群というのは、将来、私どもにとって非常に大きなパートナーになるのだろう。そういう技術、あるいはそういう技術を必要とするワーカーをどうやってこちらで供給できるのかということを経済的にも我々は考えていく必要があるということで、少し将来を見通すと、塩尻を背負って立つような技術の確立といいますか、社会的な意義とか企業の確立とか、そういう連携ができていくのだろうという見通しを持って、実験に取り組んでいきたいと思っております。財政的にもいろいろな制約がありますから、実験の成果が、私どもの生活にとって、市民の生活にとって、できるだけ役に立つような方向を持って、

実験結果をきちんと公表しながら成果を確かめていきたいと考えています。

○委員長 ほかにありますか。

○金子勝寿委員 何度説明しても、多分分からないと思うのです。ただ、思うのは、製造業のまちの塩尻というイメージから、今、世の中がスマホに関連しているところでないと思わなくなっている中で、新しい取組をしようというところは、多分、委員は評価していると思うのですが、それが地域の将来にとって、どうこれが役に立つかというストーリーを先に言ってもらった後、お金がやはり必要ですというところで落とし込んでもらえばいいかということで、説明をぜひ工夫していただければと要望して終わります。

○委員長 ほかにありませんか。

今の関連で、私から。公共事業等をやる場合に、費用対効果をしっかり数値化して、市民の皆さんに見えるような形にしていかなければならないということだと思います。その中で費用便益という指標をしっかりと出していただいて、どのぐらい費用をかけて、市民の皆さんにどのぐらいの利益があるのかということの数値化したような説明ができるように、ぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、ほかにありますか。

○柴田博委員 34 ページの一番上の生活保護扶助費の関係で、医療費扶助が増えたということですがけれども、生活保護を受けている方の中で全般的に医療費が増えているのか、それとも、ある程度特定の方で医療費がかかる方がいらっしゃるのか。その辺の内訳の説明と、もし全体的に増えているということであればその理由について、コロナが関係しているのか、それ以外のことが何かあるのか、その辺をもう少しお聞かせいただきたいと思えます。

○福祉課長 今回の補正額は、今年度の4月から9月までの執行状況を基に決算見込みの額を算定したものです。内訳は医療扶助が約7,400万円の増、生活扶助が約2,700万円の増、住宅扶助が約1,000万円の増というようなことで、もろもろ入れて総額1億700万円の補正をお願いしたところです。保護の動向なのですけれども、昨年9月と比較しますと、非保護世帯数では11世帯増えていまして294世帯、保護人員では4人の増加ということで375人になっています。ここどうかがえるのは、単身世帯が増えていると思われるところかと思えます。あと、世帯類型の中を昨年9月と比較しますと、障害者世帯が増えている。障害者世帯というのは、障害者加算がついている世帯ということで、障害年金の1、2級または身体障害者手帳でいうと1級から3級を持っている方が該当するというので、ここの世帯が増えているということと、高齢者世帯、生活保護で言いますと世帯全員が65歳以上の世帯が該当になってきます。この障害者世帯と高齢者世帯が増加しているという傾向です。

医療費の場合ですけれども、生活保護の場合は、他の公費の負担医療が適用されない限りは、通院、入院、薬代また移送費等は10割負担ということになっているわけです。今、生活保護世帯に限らず、生活習慣病が増加していて、医療費が高度化しているというようなことで、医療費が増えてきているというように思っているところです。また、今年度に入り、大きな手術がありまして、再発性膵炎とか、5月には大動脈解離の手術、大腿骨頸部骨折とか直腸がんの手術というものがあり、1人当たり1か月100万円以上を超えているというのも、珍しくないような状況になっていて、病状が重症化している。それから、集中治療室での医療をされているということで、高額な医療になっているということ。生活保護の中の扶助費の中では、医療費、それから生活扶助ということで、高齢者が世帯分離をされて施設に入院、病院に入院するというようなことで、生活扶助が増加していると

ということが主な原因ではないかと捉えているところです。

○柴田博委員 そうすると、全般的に医療費が余計にかかっているというよりは、特定の方のところで高額な医療が増えている結果、一時的にこういうように医療費が増えたというように理解してよろしいということですか。

○福祉課長 そのように、1人にかかる医療費等が増大しているというように今は考えております。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○副委員長 26 ページ。今のお話に関係するところです。障害者福祉の関係で、障害者福祉サービス事業の給付費、それと、その下の障害児施設給付費。ここらがかんりの補正増になっているということですが、結構なレベルの増加ではないかと思えます。当初予算と比べて増えるというのが、去年の補正のものを見ていないので分かりませんが、予算をつくるときに、大体こういう傾向で、この時期にこういった補正が増えるという傾向なのか、特に今年に限っての要因で1億8,000万円あるいは4,400万円、こういった補正増になっているのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○福祉課長 今の2つの福祉サービス事業、それから障害児入所給付事業ですが、こちらは年々給付費が増えている。それは利用される方が増えているということで、現実的に障がい者の社会参加とか自立にはつながっているかと思えます。ただ、当初予算ということで、財政的な負担が確かに大きくなっているということで調整をしているところがありまして、全てを見込んでの額が当初予算で組み込めないでいるというのが現実です。

○財政課長 今の関係と、先ほど、柴田委員の生活保護の関係で若干補足をいたします。当初予算からの関係なわけですけれども、令和2年度ですが、コロナの関係で扶助費関連の決算というのが、令和元年度と比較して、それまで伸びていたものが落ち込んだという実績がありました。そうした実績を踏まえる中で、令和3年度予算を編成する際に、コロナの状況が見通せないという状況がありましたので、前年並み、もしくは落ちる可能性もあったという中で、令和3年度当初予算の扶助費関連に関しては、前年並みというところが妥当ではないかという判断をし、当初予算を組んでいます。そういった要因と、先ほど福祉課長から申し上げたような個々の医療費が伸びているとか、利用件数が伸びたとか、そういった実態、そういった複合的な要因が絡まって、今回の補正となっていますので、御理解をいただければと思います。

○副委員長 分かりました。そうすると、要因としては、去年のコロナで一時的に減ったものを平年ベースとして今年では予算化をしてあったと。結果、元に戻ったというか、傾向としてはそういう傾向があるというように理解をしいということですか。

○財政課長 副委員長がおっしゃるように、コロナの関係で若干戻ってきたというところと、先ほど福祉課長から申し上げた個々の要因で、それぞれ上がっているという実態もありますので、その両方です。

○副委員長 同じページの下の人福祉費の高齢者等生活支援の中山間地域市町村、檜川のタブレット等の機器の関係ということで中身は分かりましたが、社協に委託というか、社協のサービス拠点、木曾平沢の中にあつたものが診療所へ移っているというように理解をしています。今、診療所が開設になる準備をしている、それとの兼ね合いでお聞きしますが、社協の拠点との関係はどのようになるわけでしょうか。

○健康福祉事業部長 診療所の関係もありますので、私からお答えしますが、社協の檜の実という相談支援の窓口があり、たまたま平沢の中で持っていたわけですが、施設が老朽化したり、また、バリアフリーではな

いということで、新たな場所を探していたというような状況がありました。その中で、診療所の中の会議室等の空きもあり、医療と介護の連携等も図るといったような観点から、診療所の1室を使っていただくというようなことで、社協と検討を進めてきたところです。

**○副委員長** それは前も聞いて分かっている、これからの中で、この相談所が、今後、ここで引き続き、診療所がめでたくまた再開されたにしても、社協の相談拠点をこのまま続けるのか、あるいは、ほかを見つけたりということになるのか、そこら辺はどうなっていますか。

**○健康福祉事業部長** 基本的に診療所が再開されてもスペース的には余裕がありますので、引き続き継続して行う予定としています。

**○委員長** ほかにありますか。

**○西條富雄委員** 32ページ、児童館・児童クラブ運営費。確認しますが、関連しますので質問するのですが、運営費の中には光熱費というものも含まれるという判断でよろしいでしょうか。各児童館、児童クラブだけではなくて、学校、保育園、それから児童館に関連しますので質問しているのですが、エアコンを設置していただき大変歓迎されておりますが、冬場、大きなストーブを使ってもいいのでしょうかけれども、危険があるものですからエアコンを使っていたら、電気代がかなり上がってしまったという指摘を受けて、その判断に困っている館長もいらっしゃいますので、灯油代との関連についてはどうでしょうか。その辺、教えてください。

**○教育総務課長** 児童館、それから保育園、学校の関係するエアコンの活用なのですけれども、基本的に暑さ対策ということで、夏場の冷房という形で導入しています。ですから、基本的には冬場は現在あるストーブを使っていたということ。エアコンは、冬場の利用のほうが、電気料が多くかかると言われています。灯油のほうが熱効率もよく温まりも早いことから、ストーブを冬場は使っていたきたいということでお伝え申し上げている中で、例えば、ストーブが急に壊れてしまったとか、緊急的な対応が必要な場合においてはこの限りではないと考えているところです。また、1点目の質問の、児童館・児童クラブ運営費の中には、管理費用も入っておりますので、光熱費も含んだものになっています。

**○西條富雄委員** 答弁、ありがとうございます。子どもが小さいと、ストーブをつけるとその周辺が危ないものですから、館長判断でエアコンの暖房にしたようですが、電気代が増えてしまったということで、館長の捉え方ですが、お叱りを受けてしまったと言っていたので、統合的な光熱費という考え方の中でまた考えていただきたいと思っておりますので、要望といたします。

**○委員長** ほかにありますか。いいですか。

それでは、ないようですので、次に、4款衛生費から歳入までの説明を求めます。入替えがあります。少しお待ちください。

**○健康づくり課長** それでは、引き続き、33、34ページをお願いします。4款衛生費1項1目保健衛生総務費です。説明欄2つ目の白丸、未熟児養育医療給付事業195万円は、給付実績額が当初の見込みと比べ増加しているため、今後の見込みも含め195万円を増額するものです。なお、給付金額から自己負担を控除した額の2分の1を国が、4分の1を県が負担することとなっております。

次の白丸、地域医療推進事業、木曾広域連合負担金（一次救急）51万2,000円は、檜川地区の一次救急体制である県立木曾病院への搬送件数の増加に伴う負担金の増額です。保健衛生総務費は以上です。

○ワクチン接種推進室長 続きまして、予防費、2つ目の白丸、新型コロナウイルスワクチン接種事業7,100万円余。この事業は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業となりまして、3回目の追加接種及び5歳から11歳までの小児用ワクチン接種の補正をお願いするものです。事業費は、3回目接種を2回目接種完了から8か月の接種間隔として想定しておりますので、今後、接種間隔が6か月に短縮され、対象者が増えた場合には、改めて補正予算等をお願いする予定です。その中で、4つ目の黒ポツ、コールセンター等運營業務委託料1,343万円。こちらは、3回目の追加接種に合わせてコールセンターの人員を強化するための補正となります。現段階では2月21日から一般高齢者の追加接種を開始する予定としており、高齢者の予約を開始する2月上旬よりコールセンターの人員体制を強化するものです。次の黒ポツ、新型コロナウイルスワクチン接種医師等委託料4,895万円。こちらは、追加接種及び小児用ワクチンのワクチン接種医師、看護師等の費用を補正するものです。なお、この事業の財源は、全額国庫補助の対象で、補助率は10分の10です。

○産業政策課長 それでは、補正予算書37、38ページをお願いします。5款1項1目労政費の3つ目の白丸、U I J ターン促進事業の黒ポツ、移住就業・起業支援補助金80万円は、東京一極集中の是正を目指す県のU I J ターン支援事業と連携し、東京圏及び愛知県、大阪府の3大都市圏から県の認定を受けた中小企業等に就職し、塩尻市内に移住する単身世帯または2人以上世帯に対し、それぞれ上限60万円、100万円の補助金を交付するもので、本年度は、これまでに単身世帯3名の移住があったことから、増額補正をお願いするものです。なお、歳入においても、東京23区からの移住の場合は4分の3が、それ以外の3大都市圏からの移住の場合は2分の1が県から補助金として交付されますので、合わせて増額補正をするものです。説明は以上となります。

○農林課長 それでは、補正予算資料39、40ページをお願いします。6款農林水産業費1項農業費6目農地費の2つ目の白丸、減濁水対策施設維持管理事業の営繕修繕料261万3,000円の増額です。これは、東山第2送水機場から東山2号ため池へ送水する東山送水管の修繕費で、この修繕料は本年9月議会において増額補正をお認めいただいたところですが、150ミリの鋼管の老朽化により新たに5か所において漏水が発生したために、修繕料が増加したものです。

次に、資料41、42ページをお願いします。2項林業費3目造林費の白丸、森林再生林業振興事業の一番下のポツ、森林整備補助金6,570万9,000円の増額です。これは林業事業者が経営計画等に基づく森林整備に対し、県の信州の森林づくり事業補助金の交付決定に基づき、市が上乘せ補助金を交付するもので、特に今年度は、木曾森林組合において旧檜川村の奈良井、それから贛川の両地区の区有林において整備が進んだことで事業費が増加したものです。私からは以上です。

○産業政策課長 それでは、引き続きまして、7款1項2目商工振興費の説明をします。白丸、商業地活性化事業の黒ポツ、商店街活性化事業負担金390万円は、商店街の活性化を図るため、中小事業者や企業団体などが実施する商業地域、または、近隣商業地域における空き店舗改修や改修後の賃借料に対し、改修費では事業費の2分の1以内、限度額200万円を、賃借料では家賃の2分の1以内、限度額1か月当たり4万円の3年間を補助するもので、本年度は、昨年から継続する家賃補助5件のほか、新たに2件の空き店舗改修及び家賃補助の申請があったことから増額補正をお願いするものです。私からの説明は以上です。

○危機管理課長 続きまして、資料45、46ページをお願いします。2段目の9款消防費1項2目非常備消防費、説明欄2つ目の白丸、消防団諸経費は消防団員一人一人の活動記録を把握するための消防団員管理システム使用

料 31 万 5,000 円を増額するものです。国からの消防団員処遇改善に関する通知に従い、今まで分団または部を通して支払っていましたが、これを令和 4 年度からは直接団員個人に支払うこととします。そのために、団員一人一人の出動等の活動を把握して、個々に報酬額を算出することが必要となります。その活動履歴を正確かつ効率的に把握するためのアプリケーションシステムを導入するもので、3 月まで準備期間を設けて、4 月から本格運用を予定しています。私からは以上です。

○**財政課長** 続きまして、歳入のうち一般財源について御説明申し上げますので、13、14 ページをお願いします。下から 2 つ目の 20 款繰越金の前年度繰越金 1 億 3,813 万 6,000 円の増額は、前年度決算に伴う剰余金のうち今回の補正において不足する財源を賄うものです。

再度、5、6 ページをお願いします。5 ページから 7 ページまでの第 2 表、地方債補正は、ここまでで説明がありましたそれぞれの市債について限度額変更及び追加するものです。説明は以上です。

○**委員長** それでは、ここで 10 分間休憩をいたします。11 時 10 分再開をお願いします。

午前 11 時 01 分 休憩

午前 11 時 09 分 再開

○**委員長** それでは、休憩を解いて再開いたします。

先ほど説明を受けました 4 款衛生費から歳入までの質疑を行います。皆さんから質問はありますか。

○**柴田博委員** 13、14 ページの真ん中あたりの寄付金のところで、先ほど歳出でも説明ありましたが、ふるさと寄附金の関係で 2 億 8,000 万円補正をして、補正後 5 億 3,000 万円ということですが、ふるさと寄附金の関係の寄附の件数とか傾向、大体どのくらいの金額が多いのかとか、あと、寄附される方の居住地といいますか、どの辺の方が塩尻市に寄附をされているのか、その辺の傾向がもしあるなら、その辺を含めて説明をお願いします。

○**財政課長** 寄附の件数、傾向等ですが、担当しているのが秘書広報課となりますので、私のほうで詳しいデータがありませんが、補正時点の内容について申し上げます。令和 2 年度の実績といたしましては、3,900 件余で 4 億 1,000 万円余という寄附金額でした。そうした中の令和 3 年度の 9 月までの動向を見まして、今年度の推測をする中で、寄附金額については 5 億 3,000 万円弱を見込めるであろうというところで、今回補正をさせていただいたものです。なお、地域別のデータはありませんが、返礼品の内容等につきましては、これまでの時計メインから、昨年末に追加いたしましたプリンターなどが比較的好調でして、プリンターやシャインマスカットといったところで伸びてきているという状況です。

○**柴田博委員** 令和 2 年度が 3,900 件で 4.1 億円、今年度の当初予算が 2 億 5,000 万円くらいということは、大分減ると見ていたけれど、それがそうではなくて、実際には増えているという解釈でいいわけですか。

○**財政課長** 予算的には、例年、当初予算では 5,000 万円を計上しておりまして、その年の動向を見ながら補正をさせていただいているところです。今年度も 9 月に 2 億円を補正させていただいたところですが、さらにそれを上回る寄附金額が推移してきている状況の中で、今回さらに追加で補正をさせていただくという状況です。

○柴田博委員 そうしますと、その辺は先ほど答弁にもありましたけれど、返礼品の関係とかでそういう影響が出ているということですか。

○財政課長 いろいろな要因があるかと思いますが、返礼品の内容等を見る限りは、先ほど申し上げたプリンターとかシャインマスカットなどが非常に好調だということで、そういったところの人気が増えてきていると判断はしております。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○永田公由委員 例えば市民がよそのところへ寄附をして、税金が減収になっている部分があると思うのだけれど、それはどれくらいかわかりますか。

○財政課長 大変申し訳ありません。塩尻市の方が寄附をしている分については、今把握をしておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○委員長 ほかにありますか。

○金子勝寿委員 42 ページの林業費の中の森林再生事業振興事業 6,628 万 9,000 円余についてです。これは檜川地域の森林整備ということですが、塩尻市だけだと木曾森林組合へお願いをするということで、何か昔からのそういう取決めが合併しても変わらないのか教えてください。

○農林課長 金子委員おっしゃるとおりでありまして、旧檜川村の組合員につきましては、木曾森林組合に加入しておりまして、檜川村の整備については木曾森林組合が主体となって進めているという状況であります。

○金子勝寿委員 それは森林組合上の不文律で暗黙の了解なのか、それとも何か文書で残っているのか、それだけ教えてください。

○農林課長 特に文書で定めてあるということは、私は記憶しておりませんが、暗黙の了解といたしますか昔からの流れが根強く残っていると理解しております。

○牧野直樹委員 関連です。塩尻市に合併して、なおかつ森林組合の組合員が檜川村にいること自体がおかしな話で、檜川村の組合員がそこから脱退して、松塩筑森林組合に加入すればそれで済むことではないですか。おかしくないですか。

○委員長 答弁を求めます。

○農林課長 組合員の所属につきましては、私のほうから言及することはできませんが、ただ、森林所有者は自ら経営計画を立てたりとか、その事業体についてはその組合でなければいけないということはありませんので、そこら辺については企業の営業だったり個人の判断によって、そういった事業体が定まってくると考えております。

○牧野直樹委員 そうやって市から補助金も出ているので、市が補助金を出して何で木曾森林組合に利益をもたらすとか、そういうことを考えたら、組合員はどこへ所属してもいいという話にはなっていない。細かい話だけれど、地元の人たちは幾らでも奈良井だと平沢にいっぱいお金をかけているのに、なおかつ、まだ違うところのものを使ってやって補助金までもらうというのはおかしな話で、そこらは市の担当が中に入って、説得をしてやっていくというのが大事ではないかと思います。頑張ってください。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○山口恵子委員 34 ページ、新型コロナウイルスワクチンの関連でお聞きます。ここに接種記録の入力委託料などが掲載されていますが、市民から接種証明書の発行などが求められたとき、その辺の費用もここに含まれているのか、接種証明書の発行についてお聞きしたいと思います。

○ワクチン接種推進室長 接種証明書につきましては、現在、2種類のを発行しております。市では、国の様式で定めたワクチンパスポートという接種証明書と接種済証というものを発行しております。両方とも、国の負担ということになっておりますが、費用的にはそんなにかかっておりません。また、今後、国で12月20日から電子証明を発行することになっておりまして、それに合わせまして国内向けの証明書、今、接種済証というものを発行しておりますが、それが国内向けの接種証明書も発行できるようになりますので、それにつきましては、通常ですと、普通紙に印刷してお渡ししていると。また、通常ですと、郵送で確認をしてからお送りしておりますけれども、その郵送料につきましては本人負担でお渡しすることになっておりますので、そのような対応とさせていただきます。

○山口恵子委員 よく分かりました。ありがとうございます。それで、今まで2回接種していますが、これから受ける3回目についても接種証明書を発行する予定になっているのか、その辺についてお聞きます。

○ワクチン接種推進室長 3回目の接種につきましては、まず、今回これから接種を受ける皆様につきましては、接種券に1回目と2回目の接種記録を載せたものを送付することになっております。接種券を持って接種をして、そこでロット番号のシールを貼っていただいたり、そこで判こを押してもらうことによりまして、その接種券自体が1回目から3回目まで接種した証明書に近い内容になっております。また、これとは別に、証明書として必要な場合には改めて申請をしていただければ、証明書としてお出しすることも可能となっております。

○副委員長 今の関連ですが、国の電子証明という話がありましたが、国ではかなりトラブっているというニュース、報道にもあって、捕捉率がとても悪い、この状態で電子証明できるのかというくらい。今、デジタル庁が躍起になって対策をしているという報道を聞いたことがあります。これと市の接種証明の発行との関連、影響、こういったものはどうなっていますか。

○ワクチン接種推進室長 市で発行する場合には、必ず接種履歴の原本を確認して発行しておりますので、市で出すものは間違いのないものを発行しております。ただ、現在、デジタル庁で証明を予定しておりますものにつきましては、VRSという国の接種記録システムを基に発行しております。これについては新聞報道等もありますけれども、非常に誤りがあるという内容も報道されております。塩尻市では、このVRSのデータを整備するために全件パンチデータとして打ち直しをして、そこで整合性を図って、今直しております。現段階では、予診票が約10万3,000件ありますけれども、そのうち約3万2,000件につきましてはパンチが終わりまして、確認が済んでおります。残りのものにつきましても、できるだけ早急に確認をしまして、誤ったデータがないような形を取りたいと考えております。

○副委員長 市が3万件余のデータの打ち込みを既に済ませているというお話でしたが、これはデジタル庁のシステムに送るデータをつくっているという理解でよろしいですか。

○ワクチン接種推進室長 国のシステムにつきましては、各市であったり、各医療機関で既に入力を済ませているものになります。その入力を済ませている内容につきましては、例えば接種日が違っていたりとか、ロット番号が違っていたりというものが混ざっているという状況です。それにつきまして、国で入れている内容について精

査をして、必要に応じて修正をしているという状況です。現段階の3万2,000件を精査した中では、塩尻市内では約0.2%の誤りが混ざっているというところで見えております。ですので、今後も早急にこのデータの整理をしまして、正しいデータとなるように努めたいと思っております。

○副委員長 分かりました。塩尻市のものは比較的精度が高いという理解をしていいということだと思いますが、全国では9%とか10%の誤差率があつて使いものにならないという報道も聞いたことがあります。市が接種証明を先ほど言われた形で出せば、手続的には、市民としてはそれを使えばいいわけですか。国が証明をするものをあえて使うことがなくても、市が単独で発行する接種証明を使えば基本的にはいいという理解でよろしいわけですか。

○ワクチン接種推進室長 基本的には、内容についても同じものの発行ということになりますので、例えばマイナンバーカードをお持ちで、スマートフォンでそのアプリを落とすだけであれば、市にわざわざ来なくても証明書が手に入るという利便性があります。また、今回、接種券を順次発送する予定ですので、その証明書を持っていれば、それが原本としての証明にもなりますので、そちらを活用していただくことも可能かと思っております。

○副委員長 分かりました。

○永田公由委員 46ページの消防団の関係でお聞きします。やっと団員個人への支払いが可能となったかと思うのだけれど、今までは団なり部に入っていて、個人には費用弁償という形ではなくて、飲んだり食べたりという形で還元されていたと思います。今度こういうように個人に支払われるようになると、幽霊団員と言われている、一度も出てこない名前だけの団員が何割かいると思うのだけれど、その人たちにも基本的な手当というのは振り込まれるということではないわけですか。

○危機管理課長 年額報酬につきましては、1年間全く活動のない団員に対しては、現在も支払いはしておりません。今後は、確実に出動であったり訓練であったり、そういうものに参加した者にのみ、その分の報酬が支払われる形になってまいります。

○永田公由委員 分かりました。それで、今までは、団員の報酬も部なりの運営費に充てられていたのだけれど、今度それがなくなると、部自体の団の運営などの経費を上げてやらないといけないのだけれども、その辺はどういうふうに考えていますか。

○危機管理課長 運営費という形で、一部を部なり団なりがその分を受け取っていたということも現実的にはあるかと思っております。しかし、今年度、この通知が国から発せられて、いろいろな改革が行われるということについては、消防団に対しましてしっかり説明をしています。今後は今までのような活動、同じことはできないので、時代に合わせた形の活動をしていただきたいということは強く申し上げております。消防団側としても、その覚悟はできてきていると感じております。

○委員長 ほかにありますか。

○財政課長 先ほど永田委員から御質問のありました、ふるさと納税の関係です。本市の市民が他市町村へふるさと寄附を行うことによる控除額、要は減収分ですけれども、2,074人の方がふるさと寄附をされておまして、その控除額、合計で7,597万6,000円となっております。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○小澤彰一委員 34ページ、地域医療推進事業のところ、木曾病院への一次救急の搬送が増えていると。大し

た金額ではないと思うのですが、これは119番を通報した際に、松本広域から木曾のほうへ通報が行って、そこから派遣された救急車によって搬送されるのですが、二次救急は多分ドクターヘリとか呼んで広域で行くと思うのですが、一次救急の場合に木曾病院が特別増えるという理由は何なのか教えてください。

○健康づくり課長 木曾広域の一次救急につきましては、檜川地区内の方の安全を確保するために、檜川地区の方が一次救急として県立木曾病院に搬送されるという形になっております。

○小澤彰一委員 檜川地区は広いので、奈良井の方はちょうど境目くらいなのです。奈良井、平沢は本当に医療の空白地帯です。贄川は協立病院だとか、あるいは桔梗ヶ原病院だとか、あるいは松本市内の病院だとか考えられるのですが、檜川地区に住んでいると木曾病院に行かなくてはいけないという何か決まりでもあるのですか。

○健康づくり課長 檜川地区の一次救急につきましては、県立木曾病院という指定があるものですから、基本的には県立木曾病院という形になります。

○副委員長 基本原則というそういう申合せが関係者の中であつたにしても、真っ先に患者のほうに聞かれるのは、病院はどこにしますか、相澤病院ですか、伊那中央病院ですか、桔梗ヶ原病院ですかというやりとりをして、その病院とのやりとりを救急隊員がやってくれて、それぞれに相澤病院などに行っているはずですので、木曾病院へ行かなければいけないという原則はないと思います。今回、大した金額ではない補正なのですが、木曾病院へ搬送する件数が増えたのでそれが増えたということに関しては、私も首をかしげざるを得なくて、木曾病院であろうが相澤病院であろうが、どこへ行っても、そこにかかる経費は変わらないはずだと思うのですが、そこら辺はいかがですか。

○健康づくり課長 病状によっては、それぞれ違う医療機関に搬送されることがあります。搬送者数が増えたというのは、令和元年度と令和2年度と比べて6人が増加したというレベルなものですから、特に大幅に増えたとか、そういうことではありません。

○副委員長 さっき、この補正の増額は木曾病院の搬送が増えたことが理由だという説明があつたので、それは違うのではないですかということです。6件が多いか少ないかは別にして、基本原則はそうにはなっていないと思います。いかがですか。

○健康づくり課長 補正の理由としまして、負担割合としまして人口割とか均等割とか、あとは患者の搬送割というのがあるのですが、圏域全体として、たまたま奈良井、塩尻の搬送された人が増えたということで、微増ですけど、金額に反映してしまったということになります。それによって補正ということをお願いするものです。

○副委員長 だとすると、県立木曾病院というコメントは必要ないし、この補正の理由としてはそうではなくて、搬送の件数が増えたということだけでいいのではないですか。

○健康づくり課長 副委員長がおっしゃるとおりだと思いますので、それは訂正したいと思います。

○委員長 ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、これより自由討論を行います。ありませんか。

○小澤彰一委員 20ページの先ほど議論になりましたMa a Sに関係したところです。例えば富山市のスマートシティのような都市計画の中で、様々な交通機関の工夫がされているところから考えると、実証実験2,500万円

の補正ということですが、今後、インフラの整備だとか、あるいは道路も入りますけれど、交通法規の改正だとか、様々なことをやっていかないといけない。については、路面電車のレールを敷設して、電線を架けるような事業にも匹敵するような事業になるのではないだろうか。人口減で、いろいろな教育福祉、社会保障関係の費用が増す中で、市の規模からして、これだけのインフラ整備をしていくということに若干不安を覚えます。

実験の対象が塩尻駅から市役所ということですが、市役所の中は通行もしていますよね。市役所の駐車場の中も。御存じのように、近くの幼稚園、保育園の方々の送迎のために、小さい子どもたちが駐車場内を歩行しているわけです。実際に自分で運転をしても危険を感じる。そういう駐車場の中だとか、あるいは横断歩道だとか、特に私たち実際に運転していても、右折、左折については大変高度な判断を必要とされるわけです。横断歩道については、親子がいるというのは大変危険だなというのを日常的に感じているわけです。例えば東通線だとか西通線だとか、直線道路で新しいところにケーブルを埋設して信号機を出すとか、あるいは信号を敷設するときにそういう機器をつけるとか、何かもっと簡単な段階から実験を重ねて、そして、それが実現できるかどうかという判断をされてもいいのではないだろうか。今、一番中心のところでこういう実験をやっているというのはかなり危険が伴う。その2点において、私は不安を感じるという意見を述べさせていただきます。

○委員長 ほかにありますか。

次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第8号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第8号は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

---

### 議案第9号 令和3年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○委員長 議案第9号令和3年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 私からは、議案第9号令和3年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

議案の別冊1ページの第1条を御覧ください。歳入歳出それぞれ4,840万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ67億4,490万2,000円とするものです。

歳入から説明させていただきますので、7、8ページの事項別明細をお願いします。5款繰入金の2項1目基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金525万3,000円の増額で、歳出補正に対する歳入不足額を財政調整基金より繰り入れるものです。

次に、7款2項5目ですが、前年度保険給付費等還付金の4,315万3,000円の増額につきましては、前年度の保険給付費の精算により、過払い分が長野県国民健康保険団体連合会から還付されることによるものです。

次に、歳出を説明いたしますので、9、10ページをお願いいたします。7款1項3目の償還金の4,840万6,000円の増額は、前年度保険給付費の精算に伴い、前年度に県から交付されました保険給付費等交付金の過払い分を

償還金として県へ支出するものとなります。説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、質疑を終了いたします。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第9号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第9号は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

---

#### 議案第10号 令和3年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

○委員長 議案第10号令和3年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第10号令和3年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

議案の別冊の1ページ、第1条を御覧ください。後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ90万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,074万7,000円とするものです。

歳入から説明いたしますので、7、8ページの事項別明細をお願いいたします。3款繰入金の1項1目事務費繰入金90万8,000円の増額につきましては、この後、歳出で説明させていただきますが、後期高齢者医療事務のシステム端末の購入費用を一般会計より繰り入れるものとなります。

続いて、歳出を説明いたしますので、9、10ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費、説明欄を御覧ください。後期高齢者医療事務諸経費といたしまして、後期高齢者医療の事務に関わる資格管理、保険料算定及び医療給付に関わる事務処理につきまして、長野県後期高齢者医療広域連合と連携いたします専用端末の増設による備品購入費90万8,000円の増額となります。専用端末は、長野県後期高齢者医療広域連合から各自治体へ1台が配付されているところですが、令和4年から団塊の世代の皆さんの加入による被保険者数の増加を控えまして、既に被保険者数の増加が進行しております。現在の事務処理においても、入力作業などによって、端末1台では停滞を招いていることもありまして、増設をお願いするものとなります。また、来年度の10月以降ですが、後期高齢者医療の被保険者の負担割合の変更も予定されておりまして、世間での話題にもなっております。半導体不足等にもよりまして、先んじて端末の調達をさせていただきたいといったものとなります。説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第10号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第10号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

---

### 議案第11号 令和3年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）について

○委員長 議案第11号令和3年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。説明を求めます。

○上水道課長 それでは、別冊の議案第11号令和3年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）で説明をいたします。

まず1ページ、第2条、収益的支出で、第1款水道事業費用を補正予定額1,533万5,000円減額し、16億2,458万9,000円といたします。

次に、第3条、資本的支出で、第1款資本的支出を補正予定額123万5,000円増額し、8億3,825万3,000円とするものです。なお、補正後の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、第3条本文のとおり補正するとともに、補填する財源の額をそれぞれ補正するものです。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を、補正予定額1,408万8,000円減額し、1億3,214万2,000円とするものです。

今回の補正の理由です。今回の補正は、人事異動に伴う人件費について、関係する費目を補正するものです。費目ごとの補正予定額につきましては、本議案書の10ページから12ページに説明明細書を載せてありますので御覧ください。なお、個々の説明につきましては省略させていただきます。説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第11号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第11号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

---

## 議案第 12 号 令和 3 年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

○委員長 議案第 12 号令和 3 年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。説明を求めます。

○下水道課長 それでは、別冊の議案第 12 号令和 3 年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第 1 号）で説明いたします。

1 ページ、第 2 条、収益的収入の予定額で、第 1 款下水道事業収益を補正予定額 400 万円増額し、29 億 1,075 万 7,000 円とし、収益的支出の予定額で、第 1 款下水道事業費用を補正予定額 788 万 4,000 円増額し、26 億 8,099 万 9,000 円とし、第 3 条、資本的支出の予定額で、第 1 款資本的支出を補正予定額 378 万 1,000 円増額し、24 億 6,011 万 8,000 円とするものです。なお、この補正により、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、第 3 条本文のとおり、それぞれ補填する額を補正いたします。

続いて、2 ページ、第 4 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を、補正予定額 268 万 6,000 円増額し、8,786 万 6,000 円とするものです。今回の補正は、人事異動に伴う人件費の補正並びに社会資本整備総合交付金の追加内示を受け、塩尻市浄化センターの包括的民間委託導入可能性調査業務に要する委託料 950 万 4,000 円を補正するものです。

科目ごとの補正内容については、資料の 11 ページから 14 ページの説明明細書を御覧ください。主な補正内容ですが、説明明細書 12 ページ、1 款 1 項営業費用 2 目浄化センター費 20 節委託料について説明いたします。現在、塩尻市浄化センターは運転管理、薬品購入、設備点検、修繕など、業務ごとに設計、契約、支払いを行っています。包括的民間委託はこれらの業務を一くくり、複数年で契約し、業務を行うものです。今回の補正により実施予定の導入可能性調査は、本スキームを塩尻市に導入する場合の事業枠組み、仕様、モニタリング方法、導入効果の検討を行うものです。なお、事業実施に充当する国庫補助金 400 万円は 11 ページに記載しております。説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第 12 号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 12 号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件につきまして、審査を終了といたします。

理事者から挨拶があればお願いします。

### 理事者挨拶

○副市長 御審査をいただきまして、提案をいたしました全ての案件に対しまして御了承をいただきまして、大変ありがとうございました。審査の中で頂きました意見等につきましては、これからの事業推進の中でしっかりと生かしてまいりたいと思っております。大変ありがとうございました。

○委員長 以上をもちまして、12月定例会予算決算常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前11時51分 閉会

令和3年12月14日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長 中村 努 印